

龍ヶ崎市立龍ヶ崎中学校PTA規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、龍ヶ崎市立龍ヶ崎中学校PTA（以下「PTA」という。）と称し、事務局を龍ヶ崎市立龍ヶ崎中学校（以下「学校」という。）内に置く。

(目的)

第2条 PTAは、保護者と教職員が協力して、家庭、学校、地域及び社会における生徒の幸福で健全な成長を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 PTAは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 家庭と学校の緊密な連絡によって、生徒の幸福で健全な成長を図るための活動
- (2) 生徒の生活環境の整備と浄化を図る活動
- (3) 学校内外の教育環境の整備を図る活動
- (4) 会員相互の親睦・交流を図り、家庭教育、学校教育及び社会教育の充実を図る活動
- (5) 生徒の教育及び福祉の増進のために活動する他の団体及び機関との連携を図る活動
- (6) その他PTAの目的達成に必要と認められる活動

(禁止事項)

第4条 PTAは、次の各号に掲げる事項は行わない。

- (1) 他の団体や機関への支配及び干渉を行うこと。
- (2) 特定の政党又は宗教を支援すること。
- (3) 公私の選挙の候補者を支援又は推薦すること。
- (4) 営利を目的とする行為を行うこと。
- (5) 学校の人事、その他管理に干渉すること。

(会員)

第5条 PTAの会員となることができる者は次のとおりとし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

- (1) 学校に在籍する生徒の保護者
- (2) 学校に勤務する教職員

(本部役員)

第6条 PTAに次の本部役員を置く。

- (1) 会長 1名 (保護者)
- (2) 副会長 3名 (保護者 2名, 教職員 1名)
- (3) 事務局(会計職含む) 5名程度(保護者 3名程度, 教職員 2名)

2 本部役員は、総会において承認を得るものとする。

3 本部役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 やむを得ず本部役員に欠員が生じた場合における補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部役員の職務)

第7条 会長は、次の職務を行う。

- (1) PTAを代表し、会務を総括する。
- (2) 総会、本部役員会、及び役員選出委員会を招集する。
- (3) 会計監査委員を委嘱する。

(4) 顧問を委嘱する。

第8条 副会長は、次の職務を行う。

- (1) 会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。
- (2) 会員相互の交流を促進する。
- (3) ボランティアの活動を支援する。

第9条 事務局（書記）は、次の職務を行う。

- (1) 本部役員会の議事録を作成する。
- (2) その他の会議の議事や重要事項を記録する。

第10条 事務局（会計）は、次の職務を行う。

- (1) 予算に基づき、会計事務を処理する。
- (2) 決算書を作成し、総会にて報告する。
- (3) 予算の立案を総括する。
- (4) 財産を管理する。

第11条 事務局は、次の職務を行う。

- (1) 会長の指示に従い、会員への連絡及び調整を行う。
- (2) P T Aに必要なその他の事務を行う。

（会議）

第12条 P T Aの会議は、次のとおりとし、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総会
- (2) 本部役員会

2 学校長は、すべての会議に出席することができる。

（総会）

第13条 総会は、P T Aの最高議決機関とする。

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年1回開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上から請求があったときに開催する。

4 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。

5 総会の決議は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会の議長は、出席した会員の中から互選により選出する。

第15条 総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 本部役員、会計監査委員及び顧問の承認に関する事項
- (5) その他P T Aの運営に関する重要な事項

（本部役員会）

第16条 本部役員会は、総会に次ぐ議決機関であり、次の事項を決議する。

総会に付議する事項

- (1) 予算の流用及び予備費の充用の承認に関する事項
- (2) その他会長が必要と認める事項

- 2 本部役員会の決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 本部役員会の議長は、会長になる。

(経費)

第24条 P T Aの経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第25条 会費は、次の各号に定める額とする。

- (1) P T A会費 月額230円(一家庭につき)
- (2) 教育後援費 月額230円(一家庭につき)
- (3) 生徒活動費 月額470円(生徒一人につき)

第26条 P T Aの経理は、総会において決議された予算に基づき行うものとし、決算は、会計監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第27条 予算の科目間の流用及び予備費の充用は、本部役員会の承認を得て、会長がこれを処分することができる。

(会計年度)

第28条 P T Aの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第29条 P T Aの会計事務を監査するため会計監査委員を2名置く。

- 2 会計監査委員は、保護者会員になる。

第30条 会計監査委員は、監査結果を総会において報告しなければならない。

第31条 会計監査委員は総会の承認を得て、会長が委嘱する。

第32条 会計監査委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第33条 会計監査委員は、本部役員と兼務することはできない。

(顧問)

第34条 P T Aに顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、P T Aの発展に功績のあった者で、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、P T Aの運営等に関する助言及び提言を行う。ただし、議決権は有しない。
- 4 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

(慶弔等)

第35条 P T Aの慶弔等に関する規定は、別に定める。

(情報公開)

第36条 P T Aの会議議事録及び会計内容等は、原則として公開する。

(補則)

第37条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、本部役員会の決議を経て会長が別に定める。

付 則

この規約は、議決の日から施行する。

また、適宜ボランティアを募り、職務を精選して必要に応じて実施する。

別表第1（第12条関係）

会議	構成
総会	全会員
本部役員会	本部役員，顧問，教職員
役員選出委員会	本部役員，顧問，教職員

別表第2（第18条関係）

専門委員会	委員の選出区分及び定数	委員長及び副委員長の定数
役員選出委員会	本部役員が兼務	委員長 1名（会長が兼務） 副委員長 2名（副会長が兼務）